

2012年11月26日

告 発 状

東京都港区赤坂2-11-1 第一宮原ビル8階

被告発人 東 国 原 英 夫

(2010年5月時点での宮崎県知事)

宮崎県宮崎市曾師町265-6

同 高 島 俊 一

(2010年5月時点での宮崎県農林水産部長)

宮崎県宮崎市大字島之内6763-2

同 岩 下 忠

(2010年5月時点での社団法人宮崎県家畜改良事業団理事長)

告 発 人 別紙告発人目録記載のとおり

宮崎地方検察庁検事正 白 濱 清 貴 殿

〒103-0016

東京都中央区日本橋小網町1-4 淳和ビル5階

東京ディフェンダー法律事務所

電 話 03-5614-7690

告発人ら代理人

弁護士 前 田 裕 司

〒 8 8 0 - 0 8 0 3

宮崎県宮崎市旭 2 - 4 - 1 4

後藤好成法律事務所

電 話 0 9 8 5 - 3 1 - 1 3 3 8

告発人ら代理人

弁 護 士 後 藤 好 成

第 1 はじめに

本件は、2 0 1 0 年に宮崎県で起きた、約 2 9 万頭にも及ぶ家畜を殺処分し、それらの対策として約 2 0 0 0 億円もの国費が投入された口蹄疫問題の過程での宮崎県の家畜伝染病予防法違反の行為について、当時の宮崎県知事、宮崎県農林水産部長及び社団法人宮崎県家畜改良事業団（以下「家畜改良事業団」という）の理事長を告発する案件である。

口蹄疫問題の終息後約 2 年が経過したこの時期に、告発状を捜査機関に提出して、なぜ、関係者の刑事処分を求めるのか。

その理由は、本件が、口蹄疫が蔓延する最中の 2 0 1 0 年 5 月、宮崎県の保有する種雄牛だけは何とか残したいとの思いから、防疫のための基本法である家畜伝染病予防法の規定を曲げてまで、種雄牛の保存を強行しようとした宮崎県の家畜伝染病予防法無視の姿勢そのものが、未曾有の 2 9 万頭もの家畜の殺処分を招いた大きな要因と考えるからである。そして、2 0 1 1 年 1 月に宮崎県口蹄疫対策検証委員会による調査報告書（「二度と同じ事態を引き起こさないための提言」、以下「調査報告書」という）が出されはしているものの、2 9 万頭もの家畜の処分と約 2 0 0 0 億円もの国費を投入せざるを得なくなった

事態を受けての宮崎県による検証にしては、余りにも自己弁護的な総括が多すぎ、このような総括では、本当に二度と同じ事態を引き起こさないことができるのか多大な不安が残るからである。とりわけ、全県の防疫対策の責任を担い、法の実施にあたり模範を示すべき宮崎県が、自ら保有する種雄牛だけは何とか残そうとしてとった措置が、果たして家畜伝染病予防法に照らして法的に是認できるものであったのかどうかとの観点からの検証が十分になされていない。

宮崎県は、指針に従った対応をしたとしているが、果たしてそうであるのか強い疑問がある。

下記告発の事実で指摘するように、法に基づいて移動制限区域に指定された家畜改良事業団の飼育する種雄牛の制限区域外への移動とその移動先の農場で口蹄疫に感染した牛が発生した際の他の牛の殺処分の回避を、宮崎県は家畜伝染病予防法の「特例」との形をとって、これらを強行し、しかも、その過程において国との間に取り交わした順守事項さえも守らず、国を欺くような対応をした。そして、家畜改良事業団から移動しなかった種雄牛49頭についても、飼育されていた同事業団の牛舎から口蹄疫に感染した牛が発生した結果、法に基づき直ちに殺処分すべきであったにもかかわらず、三度、国との「特例」協議を期待して殺処분을回避しようとしたのである。49頭の種雄牛の場合には、結果として「特例」による殺処分回避には至らなかったが、感染牛が発生して2週間以上もの間、同じ牛舎の種雄牛を殺処分しないまま放置するという、口蹄疫感染拡大を防止する観点からは、極めて危険な状態を存続させたのである。

このように、宮崎県は明らかな家畜伝染病予防法違反の行為を国との協議による「特例」を口実にして堂々とすり抜けようとした。しかし、県が「特例」という口実でなした諸措置は、いずれも刑事罰をもって厳重に規制されている家畜伝染病予防法に明確に違反する行為という他ない。県民に法を遵守させ県

民を指導する立場にある県が、自らこのような違反行為をすることが許されていいはずがない。

一方で、終息後の検証によっても、本件における口蹄疫の感染源と感染経路の解明は、結局、できなかった。

県の調査報告書は、早期発見と早期通報はできたかという項では、「発見の遅れにより防疫指針では対応できないレベルにまで感染が拡大していったことも事実」とはしているが、発見の遅れはどの時点で生じ、それが何故に生じたのか、宮崎県の対応に問題はなかったのかの徹底的な検証がなされた形跡が乏しい。

また、防疫指針の内容は適切だったか、防疫マニュアルは有効だったかという項目では、「県は、防疫指針に基づいて、基本的に国と協議しながら対策を講じており、むしろ問題は、防疫指針を超える対応ができなかったことにある」と総括しているが、果たしてそうか。

このようなことでは、県の調査報告書の副題において「二度と同じ事態を引き起こさない提言」とはされているものの、そのような保証は全くないと言わざるを得ない。県の調査報告書の姿勢は、口蹄疫が蔓延する最中、法を曲げてでも自己の種雄牛だけは「特別扱い」として何とか残したいと動いた宮崎県の対応と基本的には異ならないのである。

そこで、告発人らは、刑事処分を求めるという法的手続を通じて、今回の宮崎県の対応、ことに県保有の種雄牛だけは残したいとして、法に従った措置をとらず、しかも、その過程で国を欺くような対応をした行為について、法的観点からの検討を加え、宮崎県に二度と同じ事態を引き起こさないための対策を講じてほしいと願い、本告発に至った次第である。

2010年の宮崎県口蹄疫発生から終息までの過程で生起した問題は多々存するが、本件告発対象行為は、家畜伝染病予防法の特例として種雄牛を残そうとした宮崎県の対応だけに絞っている。

第2 宮崎県保有の種雄牛移動の家畜伝染病予防法32条違反

告発の趣旨

被告発人らの下記所為は、家畜伝染病予防法32条に違反するものであるから、捜査のうえ、厳重に対処されたい。

告発の事実

被告発人らは、2010年5月13日から同月14日にかけて、家畜伝染病予防法32条に基づく移動制限区域内にあった、宮崎県が保有し家畜改良事業団において飼育していた種雄牛6頭を、移動制限区域内であって移動が禁止されており、しかも、同年4月20日都農町において口蹄疫の牛がいたことが判明した以降に、家畜改良事業団の肥育牛舎において発熱や血便を示す牛が数十頭も表れて、移動当日のしかも移動直前である同年5月13日午前にも家畜改良事業団の農場で肥育牛の1頭が発熱していた事実があるにもかかわらず、当日に発熱牛がいたことを移動前に家畜保健衛生所に報告することなく、また、国との協議で約束していた農場内の他の家畜に異状がないことの確認（清浄性の確認）をすることのないままに、宮崎県高鍋町から同県西都市の農場まで移動させたものである。

告発の理由

1 移動制限区域の指定

家畜伝染病予防法に基づいて、上記6頭の種雄牛が飼育されていた家畜改良事業団の所在する高鍋町は、宮崎県知事により、2012年4月21日、家畜の移動制限区域とされた。

2 家畜伝染病予防法による患畜等の移動制限

(1) 家畜伝染病予防法の移動制限規定

家畜伝染病予防法15条（移動制限）によれば、家畜伝染病のまん延を防止するための緊急の必要性があるときは、都道府県知事又は市町村長が、権限として、患畜等の所在の場所とその他の場所との通行制限や遮断ができると規定している。また、同法32条は、都道府県知事が、その権限として、家畜伝染病のまん延防止を図る必要があるときは、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移動禁止・制限をすることができるとある。

(2) 国の指針に基づく規制

口蹄疫に関しては、家畜伝染病予防法第3条の2第1項に基づく農林水産大臣による平成16年12月1日公表の「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「指針」という）があり、法は口蹄疫のまん延防止のための具体的に採るべき措置を指針に委ねている。したがって、上記の口蹄疫についての指針も法律の委託を受けた規範として、法と同様の拘束力を有していることになる。

指針の第1「基本方針」前文には、「（口蹄疫が）国内で発生した際には、国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、殺処分により本病の撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施することが重要、関係者にあつては、……早期発見の

ための監視体制の強化を図るとともに、発生時における迅速かつ的確なまん延防止対策が講じられるよう、危機管理体制を構築しておくことが必要である」と規定されている。

また、指針の第1「基本方針」の1「殺処分等」では、(1)本病が発生した場合は、法16条に基づく患畜等のと殺、法21条に基づく患畜等の死体の焼却等、法23条に基づく汚染物品の焼却等、法25条に基づく畜舎の消毒等の必要なまん延防止措置を早急に実施する必要があるとする。

さらに、指針の第1「基本方針」の2「移動の規制及び家畜集合施設における催物の開催等の制限」は、以下のように規定している。

家畜及びその死体等の移動の規制及び家畜集合施設における催物の開催等の制限は、本病のまん延防止を図る上で極めて重要な防疫措置であり、関係者の理解と協力を得て効果的に実施する。(1) 発生地は、法15条の規定に基づき、通行の制限又は遮断を行い、予備的消毒、家畜の殺処分その他病原体の拡散防止のための応急的な防疫措置が終了するまでの間、人を含めて全ての物品の移動、搬入及び搬出を禁止し、又は制限する。(2) 移動の制限等の規制は、法32条1項、第33条及び第34条の規定に基づき、都道府県知事が規則を定めて行うことを原則とするが、制限が広範囲の地域に及ぶ場合等必要があるときは、農林水産大臣が都道府県知事に対し、これらの規制措置を実施すべき旨を指示し、又は法32条第2項の規定に基づき、自ら区域を指定し、家畜及びその死体等の移動を制限する。

さらに、指針の第2「防疫措置」の5「移動の規制及び家畜集合施設における催物の開催等の制限」の(2)「移動制限区域」の項では、原則として、発生地を中心に半径10km以内の区域を定め、移動制限の制限内容として、(ア)に、「生きた偶蹄類の家畜の移動は禁止する」とある。

これらの指針は、いずれも、国際的な清浄国の防疫原則に則り規定されたものである。清浄国でなくなれば、対象品目の輸出入に厳格な制約がかかり、わが国における食の安定供給に多大な影響を与えるのである。

3 指針を受けての移動制限は都道府県知事の義務であること

以上の指針によれば、国及び都道府県知事は、口蹄疫の患畜についての移動制限については規制すべき義務を負う。口蹄疫が発生した本件の場合には、宮崎県知事が指針に基づく必要な移動制限措置を講ずべき義務を負っていた。そこで、これらの規定を受けて、宮崎県知事は、2010年4月21日、発生地を中心に半径10km以内の区域を定めて移動制限区域とし、移動制限の制限内容として、「生きた偶蹄類の家畜の移動は禁止する」としたのである。

4 家畜伝染病予防法上、移動制限には例外規定はないこと

以上の移動制限に関しては、いかなる例外規定も存在しない。農林大臣も特例を認める法的な権限を有するものではない。宮崎県知事は指針に従い、自ら移動制限措置をとった以上、その特例としても、移動制限措置を解除することはできないはずである。ところが、本件の場合には、特例として移動制限措置を解除したのである。

本件種雄牛の移動は、宮崎県の意向により家畜改良事業団が行ったものであるが、移動する牛は宮崎県が保有する種雄牛であるから、宮崎県は自らとった移動制限措置を自ら所有する牛に限って解除したことになる。

しかし、このような特例措置は、口蹄疫を他の地域に伝播させるきわめて危険な行為であり、県の種雄牛に限定している点で民間との比較で著しく不公平な措置であって、また、移動制限区域の農家はもとより、必死になって防疫体

制をとろうとしている県内外の関係者の納得をえられない対応である。これは家畜伝染病予防法や指針による防疫措置を潜脱するものであり、法を空洞化させる行為である。

これは警察が飲酒運転の撲滅を世間にアピールし、違反者に対しては例外を許さない厳正な取締りをしておきながら、警察官に限っては一定の場合には特例措置ということにして飲酒運転をすることが許されるなどということと同様の措置である。しかし、このようなことが許容できるはずはない。

5 国との特例条件に背いていること

本件種雄牛の移動にあたっては、宮崎県が特例措置としての国の承認を得たとされる。しかし、国の承認があっても他の家畜の移動の場合と同様、感染拡大の危険性は何ら変わることはないことから、それが法律違反であることに変わりがない。しかも、宮崎県が国の承認を得る条件とされた項目は、①移動対象牛については、移動に先立ち、臨床目視検査及びPCR検査による口蹄疫に感染していないことの確認、②出発する際の家畜防疫員による農場内の他の家畜に異状がないことの確認等であった（平成24年2月20日付宮崎県知事による公開質問状に対する回答3頁）。

ところが、本件では、農場内の他の家畜に異状がないことの確認がなされていないばかりか、異状の存在を知りつつ、これを隠して移動を強行した疑いがある。

家畜改良事業団の牛舎では、4月20日以降も発熱の牛が多数存在し、かつ、移動直前の牛舎、すなわち、移動対象牛と同一の牛舎において、移動日である5月13日午前11時半には発熱した肥育牛1頭がいたことが確認された。しかし、この発熱牛について、家畜改良事業団では通常の発熱と判断して、家畜

保健衛生所に連絡をしないまま、5月13日午後0時30分に、種雄牛6頭を家畜改良事業団から出発させた。

なお、前述のように県は特例移動の条件として「現飼養場所から出発する際」に県において確認すべきとされた事項の中に「農場において家畜防疫員が同一農場内の他の家畜に異状がないことの確認」を国に約束していたが、この「異状」には「発熱牛の確認」が含まれていた。しかるに、県はこの異状牛（発熱牛）が発生していたことを確認しておりながら、国との移動条件に反して、これを黙殺し、国にも報告することなく移動を強行したのである。

ところが、その翌日の5月14日には、家畜改良事業団において、対象移動牛と同一の牛舎にいた牛の5頭から流涎、びらん等見られ、口蹄疫に感染したものであることが判明したというのである。具体的に指摘すると、5月14日、家畜改良事業団からの肥育牛に熱と水疱があるとの通報により、家畜衛生保健所が14時に立入検査を行っているが、上顎口腔面2箇所にはびらん、泡沫性流涎、下顎歯肉部出血、鼻腔内出血の牛が1頭、右上唇口腔面にびらんの牛が1頭、上唇口腔面全体にびらんの牛が1頭、上顎口腔面びらん、舌先端発赤、粘膜一部の剥離の牛が1頭存在していた。そこで、その他の1頭を含めた5頭から口腔内スワブを採取して病性鑑定をおこなったところ、翌日の15日に5頭全部で口蹄疫ウイルス遺伝子が陽性と判断されたのである（「不明疾病の現地調査票（病鑑No.126）」、「口蹄疫を疑われる材料に係る検査結果（宮崎県117件目、23：50現在）」）。この結果を見る限り、5月13日移動の前から家畜改良事業団の農場では異状を呈する牛が存在したと強く推測されるのであり、宮崎県と家畜改良事業団は、これらの牛の症状を知りながら、敢えてそれを伏して、種雄牛6頭の移動に踏み切った疑いが濃厚である。

なお、家畜保健衛生所はこのような事実を踏まえ、５月１４日付で移動対象牛と同一施設内で飼育されていた牛の全部にあたる合計２５９頭（全部では３０８頭であるが、後述するとおり県は種雄牛４９頭については殺処分を免れるため直ちには殺処分を指示していない）を疑似患畜としてその全頭の殺処分指示を出した。

そして、５月１９日には、移動対象牛のうちの１頭が、口蹄疫に感染していたことが判明した。後述するが、移動対象牛で口蹄疫に感染した牛は、移動先の牛舎で他の牛の牛房（仕切り板で挟まれた空間）との間に、他の５頭とは別の取扱いをして、わざわざ、一つ空の牛房を置いた状態で置かれていた（他の５頭は仕切り板のみ）。この事実は、移動した時点で、この牛にはすでに口蹄疫感染を疑わせるような何らかの異状が発生していたことを示している。この患畜は、移動時には厳重な感染対策をとって移動されたと考えられることからしても、移動前の家畜改良事業団の牛舎で口蹄疫に感染していたとしか考えられない。

このように、宮崎県及び家畜改良事業団においては、国の特例としての移動承認条件の一つである農場内の他の家畜に異状がないことの確認がなされていなかったことは明らかである。しかるに、被告発人らは国にこれらを報告することなく、国を欺いて種雄牛の移動を行ったのである。

この点について、国の口蹄疫対策検証委員会の報告書（平成２２年１１月２４日付）では、「宮崎県家畜改良事業団では、５月１３日に肥育牛１頭に発熱を確認したが、肥育牛５頭に発熱、流涎が広がった翌１４日になってはじめて家畜保健衛生所に通報している。職員によると、１３日には流涎がなかったため口蹄疫を疑わなかったとしているが、近隣ですでに感染疑いが発生しており、しかも、種雄牛という貴重な牛を扱う事業団は、本来、牛の健康状態や伝染病

に関して多くの経験や高度な技術を持っているはずである。事業団では12日国に対して6頭の種雄牛を特例として移動させる協議を始めており、13日には牛を移動させることになっていた。万が一感染していれば、移動先に感染を広げるおそれがあるため、牛の健康管理には一層の注意を払っていたはずであり、この通報の遅れは問題である。牛の移動を優先したと思われなかねないケースで、事実、6頭のうち1頭が移動先で口蹄疫に感染していたことがわかり、移動先一帯が移動制限区域となった」と評価されているのである。

したがって、被告発人らによる、県保有の種雄牛6頭の移動は、家畜伝染病予防法32条に違反する行為であることは明白であるが、この違反は、法63条により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に該当する。

第3 種雄牛1頭の感染による外の牛の殺処分回避という家畜伝染病予防法16条違反

告発の趣旨

被告発人らの下記所為は、家畜伝染病予防法16条に違反するものであるから、捜査のうえ、厳重に対処されたい。

告発の事実

被告発人らは、2010年5月22日、宮崎県西都市所在の患畜と同一の農場において飼育されていた宮崎県保有の種雄牛6頭のうちの1頭が口蹄疫に感染したため、家畜伝染病予防法16条に基づき、全頭を殺処分する義務があったにもかかわらず、国に対して、各牛は1頭ずつ仕切り板のある牛房に置かれ、かつ、口蹄疫に感染した牛と他の牛との間には牛房が一つ離れていたから同一

農場ではないという詭弁を弄して特例措置を求め、口蹄疫に感染した1頭のみを殺処分しただけで、残り5頭の殺処分を行わなかったものである。

告発の理由

1 家畜伝染病予防法の規定

家畜伝染病予防法16条は、口蹄疫の患畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、ただちに当該家畜を殺さなければならないと規定する。

2 指針の規制

指針第2の3「発生地における防疫措置」の(3)殺処分とは、「殺処分の対象は、患畜及び原則として次の(ア)から(ウ)までに該当する疑似患畜とする」と規定し、その(ア)は、「患畜と同じ農場において飼育されている偶蹄類の家畜の全部」と定める。

3 家畜伝染病予防法及び指針に違反する行為

したがって、県保有種雄牛6頭が移動した先の西都市の農場で、その1頭が口蹄疫に罹患した以上、同一の農場で飼育されたその余の牛も、疑似患畜として殺処分の対象にするべきは当然であり、これらの牛を殺処分しない行為は、指針に基づく上記の義務に明確に違反するものである。

ところで、家畜改良事業団がその牛舎で飼育していた種雄牛55頭のうち、西都市に移動したのは6頭であるが、残り49頭は移動しなかった。ところが、残った家畜改良事業団の牛舎で5月14日に口蹄疫に感染した肥育牛5頭がいることがわかったため、残った種雄牛49頭も家畜伝染病予防法16条により、殺処分の対象となった。この際も、宮崎県は同一農場でないかのような詭弁で

49頭の殺処分の回避を試みようとしたが、後述するように、結局、それが出来なかった。この問題に関して、口蹄疫問題終息後、宮崎県は、宮崎県口蹄疫の真相を究明する連絡会議が県知事に提出した公開質問状に対する回答において、「（移動しなかった）事業団に残された49頭の種雄牛は、肥育牛舎での口蹄疫発生により疑似患畜扱いになっていた」（6頁）と回答しており、肥育牛舎が同一である以上、疑似患畜扱いをするべきことが法の趣旨であることは、当然の宮崎県自身も認めているのである。

移動した種雄牛6頭の移動先である西都市の牛舎も、6頭全部が同じ肥育牛舎に置かれていた。6頭の牛が置かれていた牛舎は別紙写真記載のとおりであり、それらの牛が別紙の図面記載のとおり、6頭の牛1頭ずつを3メートルの高さの板で仕切ってあった（ただし、上部は吹き通しで完全に仕切られているわけではない）。どこからみても、同一の農場であることは明白である。

ところが、宮崎県は、患畜となった牛は1仕切り板分のスペースがあったので、個別の牛房であり、指針で規定する「同じ農場」に該当しないなどという珍妙な解釈をもちだして（平成22年5月22日付宮崎県農政水産部長の農林水産省消費・安全局動物衛生課長宛文書）、被告発人らは、これらの牛の殺処分をしなかった。これは詭弁以外のなにものでもない。

被告発人らは、このような詭弁を弄して国を欺き、法違反の「特例措置」を承認させた上で、家畜伝染病予防法違反の行為をまたしても強行した。そして、これにより口蹄疫感染拡大の危険を県自ら増大させたのである。

この違反は、法63条により懲役3年又は100万円以下の罰金にあたる行為である。

第4 患畜である49頭殺処分の回避の家畜伝染病予防法16条違反

告発の趣旨

被告発人らの下記所為は、家畜伝染病予防法 16 条に違反するものであるから、捜査のうえ、厳重に対処されたい。

告発の事実

被告発人らは、2010 年 5 月 14 日、宮崎県が保有し宮崎県家畜改良事業団において飼育されていた種雄牛 49 頭について、同一の事業団牛舎において飼われていた肥育牛に口蹄疫が発生したのであるから、家畜伝染病予防法 16 条に基づき、同じ農場の他の家畜である種雄牛 49 頭についても、これを直ちに殺処分する義務があったにもかかわらず、直ちにこれを行わず、ようやく、5 月 31 日に至って、殺処分を行ったものである。

告発の理由

家畜伝染病予防法 16 条は、口蹄疫の患畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、ただちに当該家畜を殺さなければならないと規定する。

法の規定によれば、口蹄疫に感染した牛が出た同じ農場の家畜は、直ちに殺さなければならないのである。ところが、宮崎県家畜改良事業団及び宮崎県では、事業団牛舎として同一農場にあった種雄牛 49 頭以外の牛 259 頭については、直ちに、これを殺処分したにもかかわらず、種雄牛 49 頭については、殺処분을回避しようとした。そして、後述する経緯を経て、殺処分を実施したのは、同年 5 月 31 日である。被告発人らの対応が「直ちに」との要件を満たさないことは明白である。

宮崎県は、同県が保有し宮崎県家畜改良事業団が飼育する種雄牛6頭の移動の場合と同じように国に家畜伝染病予防法の特例措置を認めてもらうことによって、49頭の種雄牛の殺処分も、これを回避しようとしたのである。したがって、宮崎県が保有する牛のうち肥育牛259頭のみを殺処分の対象とし、種雄牛49頭は殺処分の対象からはずした。ところが、このようにして殺処分をしないまま経過した5月26日に、その種雄牛の2頭に発熱があり（しかし、国には直ちに報告していない）、5月28日には、種雄牛1頭に口蹄疫の典型症状を示す牛がいたことが判明したため、特例協議による殺処分回避を断念し、結局、5月31日に殺処分をした経緯がある。

このように、被告発人らは直ちになすべき殺処分の実行を2週間以上もしないで放置したことにより口蹄疫感染拡大に重大な危険を生ぜしめたのである。

前記公開質問状に対する県の回答では、①5月中旬は感染拡大期であり、口蹄疫ウイルスの増幅動物といわれる豚の殺処분을優先させていた、②本県肉用牛の早期の復興を目指すために、これらの種雄牛を殺処分せずに、国に特例の協議ができないか検討していたことを上げている。

しかし、①に関しては、指針第2の3の(3)オに、「複数の畜種で発生があった場合、豚を優先する」との規定はあるが、それにしても、2週間もの遅延を説明できる理由となりえない。さらにいえば、事業団が同一施設内で飼育していた他の259頭の肥育牛については5月17日までには現に殺処分が実施できていることから考えても、この49頭については豚の殺処분을優先させていたためできなかったという理由は到底信用し難いものである。また、②に関しては、国にも特例措置をとる権限はなく、当然ながら、特例協議をしている間は殺処分をしなくてもよいなどという規定は存在しないのであって、いずれも、法律上、まったく容認される理由ではない。

前記のとおり、種雄牛４９頭については、５月１４日で家畜改良事業団牛舎に患畜がいたことが分かった時点から、宮崎県においては特例措置での殺処分回避を目論んでおり、家畜防疫員による家畜改良事業団あての殺処分命令も出されていなかった。しかし、当初から、そのような特例措置による種雄牛の殺処分を回避するため、他の同一牛舎の肥育牛との取扱いを異にしようとしていたことを隠して、これを糊塗するために、後日、宮崎家畜保健衛生所家畜防疫員恒吉守は、家畜伝染病予防法１６条及び指針第２の３の(２)の規定に基づき、平成２２年５月１４日付でと殺指示書を社団法人宮崎県家畜改良事業団理事長あて交付して、殺処分を指示したかのような文書まで作成しているのである。

宮崎県家畜改良事業団と宮崎県の法１６条違反は明白である。

この違反は法６３条により、３年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に該当する。

第５ 宮崎県における検証報告に対する批判

１ 移動制限について

(１) 調査報告書での総括

同章(４)初期対応の判断と対処は適切だったかの④移動・搬出制限の項には、以下のような記載がある（調査報告書５９頁）。

記

県は、国との協議を行った上で、家畜改良事業団の種雄牛の移動について特例承認を行うとともに、例えば、移動・搬出制限区域外の家畜を移動・搬出制限区域外のと畜場に出荷するために移動制限区域内を通過する場合は、当該と畜場に直行することや、４か所の消毒ポイントを通過すること等の条件を付した上で、特例的な承認を行った。

また、国の早期出荷に対して移動制限区域内のと畜場の再開等の措置をとった。

これらに関し、特に、家畜改良事業団の種雄牛の特例承認について、県内外から多くの批判がある。

特例をどのような場合に認める必要があるのかということについては、具体的な事象に即して判断すべきものであるが、その運用は厳格に行う必要がある。

また、農家や関係者に無用な不安を与えないためにも、今後特例を認めるとしても、法律上明記された場合に限るものとし、かつ、特例承認を行うことについて速やかにその事実及び理由を公表することが必要である。

(2) 調査報告書の総括に対する批判

特例移動に対する県内外からの多くの批判は、家畜伝染病予防法や指針における防疫体制の下で、そもそも移動制限、搬出制限区域における特例が認められるかということにあった。移動及び搬出の制限は、これにより口蹄疫を地域に伝播させる危険が大きいからである。

ところが、宮崎県は各畜産農家には移動制限地域からの家畜の移動を禁止しておきながら、自ら保有する種雄牛については特例で移動させることを図った。そこで、民間の農家との不公平な措置であること、率先して法を順守し防疫の先頭に立つべき県としてのモラルハザードが批判されたのである。このような自ら責任を負うべき主体が、いかに種雄牛の生き残りを図りたいとはいえ、口蹄疫の発生が発表された4月20日以降、事業団牛舎で50頭くらいの牛に発熱や血便の症状が見られ、しかも、当日の出発45分前に同じ牛舎の牛に発熱がみられたにもかかわらず、これを明らかにすることなく、家畜伝染病の規定を無視して、移動を強行した。このような行為は、その翌日に事業団牛舎に5頭の口蹄疫の感染牛がいたことが判明した事実からも明らかなように、感染拡

大を招くきわめて危険な行為である。現に移動牛 1 頭に口蹄疫が発生したため、その移動先が移動制限区域となったのである。感染地域が拡大したのである。

しかるに、調査報告書は、特例が認められることを当然の前提としているのであり、その観点から検討がまったく欠如している。また、国との協議において合意した特例の条件を遵守せず、むしろ、これを隠ぺいして実行したとの批判に対しても、何ら応えていない。

2 種雄牛の発症の届出について

(1) 調査報告書での総括

同章(6)県の危機管理体制は適切だったかの⑥県有種雄牛の項には、次のような記載がある（調査報告書 80 頁）。

記

県有種雄牛については、県は、農水省の了解を得て、家畜改良事業団で飼育していた 6 頭を、5 月 13 日に特例的に西都市の山中に移動させる措置をとった。ただし、この際、地域における飼育状況の把握が不十分であった等の理由により、混乱があった。

このことについては、長年の品種改良で築いてきた優秀な宮崎牛の血統を守るために行ったものであり、結果的に 5 頭が残ったことを評価する意見がある一方で、防疫上の理由や他の殺処分家畜との公平性の観点から、特例は一切認めるべきではなかったとの意見もある。

国の検証報告においては、「種雄牛を含め畜産関係者の保有する家畜については、特例的な扱いを一切認めるべきではない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種畜の分散配置などにより、リスク分散を行うべきである。」と指摘されている。

なお、国の検証報告では、5月13日に肥育牛一頭に発熱があったことの家保への報告が5月14日であったことについて、「この通報の遅れは問題である」とした上で、「牛の移動を優先したと思われかねないケース」としている。

この点についての事業団に対する聞き取り調査の結果は以下のとおりである。

事業団では、13日午前にはエサの食べ残しがあった牛房の牛3頭を検温し、午前11時30分に当該牛に発熱があることを確認した。しかし、当該牛に流涎や水疱等の症状が見られなかったこと、4月20日以降に肥育牛舎で発熱や血便の症状を示す牛が数十頭あり、これらは治療後に治癒していることから、当該牛も通常の発熱と判断して13日には家保への報告をしなかった。

移動させた種雄牛の移送トラックへの積み込みは午前11時頃から開始し昼12時15分に出発しており、種雄牛の移動を優先するために発熱の報告を遅らせたというような事実はない。

さらに、国の疫学調査では、5月15日に農林水産省が、担当者を事業団に派遣し、発生前2週間の牛の健康チェック表や業務日誌を確認するとともに、事業団に対する聞き取り調査を行ったところ、種雄牛、検定用肥育牛ともに、14日の前には口蹄疫が疑われるような異常は見られなかったことが確認されている。

本委員会としては、特例を一切認めないという結論には至らなかったが、防疫の円滑な遂行を担保する観点から、特例事項については予め法律に限定列挙したものに限ることとし、その適用についてもしっかりと公表することが望ましいと考える。

なお、5月13日に肥育牛一頭に発熱があったことへの対応については、種雄牛の移動を優先するために事業団が意図的に報告を遅らせたものとは考えられない。

しかし、国の検証報告でも指摘しているとおり、13日は種雄牛の移動日であり、慎重を期すという意味では県本庁に報告すべき事項であった（調査報告書80頁）。

(2) 調査報告書の総括に対する批判

このように、国の検証報告書で厳しい指摘を受けた県保有種雄牛の取扱いについても、宮崎県は弁明に終始しているうえ、特例が法的観点から許容できるものであったか否かの検証がなされておらず、特例容認の立場に立っている。

しかも、国との協議においては、国を騙して殺処分を免れたとの批判に対しても、弁明するのみで、主体的総括がない。

3 まとめ

以上のように、我が国の法定伝染病史上例を見ない大規模被害となった2010年の宮崎県口蹄疫問題に関する宮崎県の総括の姿勢は、きわめて不十分なものであり、家畜伝染病予防法及び指針により、口蹄疫の感染拡大の防止に関して責任を負う主体としての真摯かつ深刻な反省の態度が欠如していると評価せざるを得ない。このような宮崎県の姿勢では、再び、同様の法定伝染病による甚大な被害を防止しえないのではないか、特に県保有の種雄牛を残すため県が法を曲げてまで行った対応をそのまま放置すれば、再び同じことが起きるのではないかと強い危機感を感じる。

そこで、二度と同じ事態を引き起こさないためには、宮崎県の対応を、その違反に対しては刑事罰を科すことになっている家畜伝染病予防法及び指針の観点から厳しく検証することこそ、必要であると考えます。

第6 結語

告発人らが今回告発の対象とした、家畜伝染病予防法に違反する3件の被告
告発人らの違法行為、すなわち、

①家畜移動制限区域内からの種雄牛の移動

②口蹄疫の患畜と同一施設内で飼育されていた種雄牛5頭の殺処分回避

③口蹄疫の擬似患畜として直ちに殺処分すべき49頭の2週間の殺処分放置
を全体としてみると、これらの違法行為には、以下の共通の問題点が浮かび
上がってくる。

以上いずれの場合も、口蹄疫感染の拡大を招く危険な行為である。したがっ
て、法的には到底許されない家畜伝染病予防法違反の行為であり、いかなる事
情があろうと畜産農家には決して許されなかった。そして被告告発人ら自身もそ
のことは十分認識していた。にもかかわらず、被告告発人らは当初から法に違反
することを承知の上で、「特例措置」として、国の承認を得るという形をつけ
ることにより、免責（ごまかし）を得ようとした。

しかも、違法行為を合理化するための特例扱いの国の承認を得るために、①
制限区域内からの移動、②口蹄疫感染牛発生施設の飼育牛の殺処分回避につい
ては、いずれも重要な事実をあえて告げないか、事実を曲げて国を欺く方法で
「承認」をとりつけたということである。

このように考えると、今回の被告告発人らのなした違法行為は極めて意図的・
計画的なものであり、家畜伝染病予防法等の規定に従い、自己が大切に育てて
きた家畜を断腸の思いで殺処分せざるをえなかった多くの畜産農家の思いと苦
しみを踏みにじり、順法の意欲を著しくそぐものである。このような被告告発人
らの行為をこのまま放置することは法治国家としても到底許されるものではな
い。そこで、告発人らは、本件に関し嚴重に捜査をとげられ、被告告発人らの行
為につき法に照らして厳正にその責任を問われることを求めて本告発に及んだ。

第7 添付資料

- 1 宮崎県の検証報告書
- 2 平成22年11月24日付口蹄疫対策検証委員会（農林水産省）報告書
- 3 平成23年12月20日付公開質問状
- 4 平成24年2月20日付宮崎県知事の回答
- 5 平成24年4月21日移動制限告示
- 6 平成23年1月5日付「口蹄疫被害に関する責任の所在等に関する公開質問」 口蹄疫被害者協議会
- 7 上記に対する平成23年1月14日付宮崎県知事の回答
- 8 2010年事業団肥育牛の写真
- 9 平成22年5月15日付家畜保健衛生所の事業団に対する家畜隔離の指示書
- 10 口蹄疫対策検証委員会に対する意見について、全国肉牛事業協同組合理事長
- 11 平成22年5月29日付宮崎県の種雄牛取扱等に関する抗議と謝罪等の要求についてと題する全国肉牛事業協同組合などの申入書2通（宮崎県知事宛、農林水産大臣宛）
- 12 韓国での口蹄疫発生等に関する国からの文書
 - 2010年1月8日付韓国における口蹄疫（A型）の発生について
 - 2010年1月8日付京畿道抱川市の乳牛の殺処分完了
 - 2010年1月12日付韓国における口蹄疫の発生について（情報提供）
 - 2010年1月12日付韓国における口蹄疫（A型）の発生について
 - 2010年4月9日付韓国における口蹄疫（O型）の発生について

2010年4月9日付韓国における口蹄疫（O型）の発生について

13 平成22年5月12日付口蹄疫の疑似患畜の発生に伴う移動制限区域の特例（区域内から県保有種雄牛の移動）に関する協議についてと題する宮崎県農政水産部長の農林水産省あて文書

14 国（農林水産省消費・安全局動物衛生課長）の回答

15 不明疾病の現地調査票（病鑑No.126）

16 口蹄疫を疑われる材料に係る検査結果（宮崎県117件目、23:50現在）

17 移動先で口蹄疫が発生した患畜と同一施設内で飼育されていた種雄牛5頭の殺処分回避の特例協議に関する文書

18 上記への農水省消費・安全局動物衛生課長からの回答

以 上